0209

一般社団法人日本原子力学会

著作権規程

2022年1月25日　第6回理事会承認

（目的）

第１条 この規程は，一般社団法人日本原子力学会（以下，本会という）における著作権に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（対象）

第２条　この規程は，本会が編集，発行および主催する会合におけるすべての著作物を対象とする。

２　著作物とは，著作権法第2条第1項に定める「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であり，同法第10条第1項一に例示される「小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物」および同項六に例示される「地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」等をいい，電子データ（Webへの掲載記事等）を含む。

（著作権の定義）

第３条　本規程における著作権は，著作権法に定める権利をいう。

（著作権の帰属）

第４条　本会が本会名で発行あるいは提供する本規程第2条に定める著作物の著作権の帰属は以下のとおりとする。

ⅰ）論文，予稿，刊行物掲載文等の書面による著作物の著作権は，本項ⅲ）に示す場合を除き本会に帰属するものとし，当該著作物の創出が本会以外の者によりなされた場合には，その著作物を創出した者（以下，「原著作者」という）から本会へ著作権が譲渡されるものとする。

ⅱ）講演等の口述による著作物の著作権は原著作者に留保するものとする。

ⅲ）行事で投影される資料あるいは補足説明のために配布される資料などは，口述による著作物に準じるものとして，その著作権は原著作者に帰属するものとする。

２　第三者である出版社等に委託して出版する委託出版における著作権の帰属に関しては，本会と出版社等との間で締結される出版契約等に基づき定める。

３　原著作者は，本条第1項で定められた取り扱いに異議のある場合は，著作物の本会提出時までにその旨と，著作権を本会に譲渡することに支障がある特別な理由を本会に書面等で申し出るものとし，その取り扱いについて本会と協議する。この場合，本会が異議を認めたときは，当該著作物の著作権は，本会に譲渡されることなく原著作者に留保されるものとする。

４　原著作者は，本条第1項あるいは第3項により著作権を留保した場合であっても，本会主催の行事（講演会等）での講演，本会の刊行物への投稿をおこなうことにより，本会に対し，当該著作物のすべての利用（本会が第三者にサブライセンスをおこなう権利を含む）を無償で許諾したものとする。

（著作権の譲渡）

第５条　原著作者から本会への著作権の譲渡は，別途定める書面によりその意思が表示されたことにより成立する。ただし，論文や記事などが不採択となり掲載されない場合や当該著作物が発刊されない場合等は，著作権は原著作者に返還されるものとする。

２　本会の支部，部会，連絡会，委員会等の活動において共同創作され，各人の寄与が分離して個別に利用できない著作物に関しては，本会活動により生じた著作物とみなし，本会名のもとに発行される場合には，原則として，著作者は本会とし，著作権は本会が有するものとする。

（著作者の責任）

第６条　原著作者は著作物の内容について責任を負うものとし，著作物作成にあたり，本会に対し，第三者の権利を侵害していないことを保証する。著作権を本会に譲渡したのちにおいても，第三者から著作権侵害の申し立てがあった場合には，原著作者の責任のもとに解決を図るものとする。

（著作権利用の申請および許諾）

第７条　本会に帰属する著作権を利用する場合は，本会の許諾を必要とし，許諾依頼は附則に定める方法により，事前に文書にて申し入れるものとする。ただし，原著作者自身が著作物の一部を複製，翻訳・翻案などの形で利用する場合，本会では原則としてこれを妨げず，本会の許諾を得ることなく著作物を利用することができる。

２　利用許諾申請のうち，本会が直接申請を受け付けるものについては，附則に定めるものを除き，事務局長が許諾の可否を判断する。事務局長は必要に応じて，著作物の発行あるいは行事を主催した本会内組織もしくはその関連個所の意見を聴取し，その意見を尊重して判断する。

３　利用許諾申請のうち，申請の受付を外部組織に委託しているものについては，委託先組織において許諾の可否を判断する。

（例外的取扱い）

第８条　他学会との共催行事等において別段の定めがあるときは，本規程によらず，別段の定めを優先する。

（改定）

第９条　本規程の改定は，総務財務委員会が起案し，理事会の承認を得るものとする。

附則

１　2021年5月27日　第8回理事会制定，2021年7月1日施行

２　改定履歴

1. 2021年12月16日　第5回総務財務委員会起案，2022年1月25日　第6回理事会承認

附則

１　2022年1月25日改定の規程は，理事会承認の日から施行する。

附則

１　著作権使用許諾の申請方法

第7条第1項に定める著作権利用許諾の申請方法は以下のとおりとする。

ⅰ）英文論文誌掲載著作物：Taylor & Francis社の定める申請書式

ⅱ）英文論文誌以外の本会著作物の非営利目的利用：本会ホームページに定める書式

　　ⅲ）英文論文誌以外の本会著作物の営利目的利用：一般社団法人学術著作権協会の定める申請書式

２　著作権使用許諾の特例

第7条第2項に定める事務局長以外のものが著作権使用許諾を判断するのは以下のとおりとする。

ⅰ）学会誌に関する著作物：編集委員長

ⅱ）国際会議関連出版物：国際活動委員会

３ 遡及適用

本規程の施行前に刊行された刊行物において，本会名の刊行物の著作権は学会に帰属するとしているにもかかわらず，記載の著作物の著作権が原著作者から本会に対して譲渡がなされたことが確認できない場合は，原著作者に対して遡及して譲渡を求めることはせず，転載許諾の申請があった場合等必要が生じた都度，原著作者の許諾を取り付けるものとする。

【本規程に関する解説】

１　本規程中で「本会」と示す場合は，支部，部会，連絡会，委員会が発行者あるいは主催者の場合も含む。

２　著作物の執筆あるいは口頭による講演に対して謝金が支払われているか，あるいは刊行物あるいは行事への参加が有償か無償かにかかわらず原著作者には著作権が生じる。

３　著作権法が定める著作権とは，同法第21条から第28条に定めるは以下の権利をいう。

ⅰ）複製権

ⅱ）上演権及び演奏権

ⅲ）上映権

ⅳ）公衆送信権等

ⅴ）口述権

ⅵ）展示権

ⅶ）頒布権

ⅷ）譲渡権

ⅸ）貸与権

ⅹ）翻訳権，翻案権等

ⅺ）二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

４　著作行為を組織に依頼した場合の著作権は，執筆者本人ではなく組織に生じる（著作権法第15条）。したがって，著作権譲渡は法人の同意が必要となる。

５　第5条に定める著作権譲渡に同意する旨の書面は，講演・執筆等の依頼書で同意書の提出を求めるほか，募集要項に基づく文書においては，応募書式の中に著作権譲渡に同意する旨を明示する項目を設けることでも要件を満たすものとする。